

# インフルエンザに罹患したときの 登園届の記入について

## 登 園 届

〇〇 保育所

保育所

医療機関でゴム印を押印  
してもらってください

クラス 〇〇

児童名

向日 花子

診断されたインフルエンザ  
の型に〇をしてください

医療機関のゴム印（インフルエンザ診断時）

( 年 月 日受診)においてインフルエンザ (A・B・不明)に罹患し、  
発症したとの診断を受けました。

下記の表に従って、登園可能日を判断し記入してください

病状が回復したので、下記の《登園停止期間早見表》に従い、 年 月 日より登園いたします。

《登園停止期間早見表》

1日3回以上体温測定を行い、日付と体温を記入してください

日付	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	/	/	/
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
朝の体温	39℃	38.6℃	37.5℃	37.3℃	36.5℃	36.8℃	36.2℃	℃	℃	℃
昼の体温	38.6℃	39℃	38.3℃	37.4℃	37℃	37℃	36.5℃	℃	℃	℃
夜の体温	39.3℃	38.8℃	37.6℃	37℃	36.9℃	37.2℃	36.2℃	℃	℃	℃
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目					
→発症後6日目から登園可能	登園停止→						登園可能			
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
→発症後6日目から登園可能	登園停止→						登園可能			
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
→発症後7日目から登園可能	登園停止→									
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
→発症後8日目から登園可能	登園停止→									
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能
→発症後9日目から登園可能	登園停止→									

この場合解熱日が2/15になり、  
解熱した後3日が経過した2/19  
から登園可能になります

\*保護者は1日3回以上体温測定を行い上記の表に記入をしてください。

(一時的に解熱しても再び発熱することがあるので、登園可能日までは1日3回は測定し、必ず記入してください。)

\*発熱とは37.5℃以上のことをいいます。

\*登園停止期間中は、症状が軽度であっても厚生労働省（学校保健安全法）により集団生活はできないと定められています。

\*登園停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで』です。

\*《登園停止期間早見表》に従い登園可能日から登園可能と判断します。

こちらの注意点を  
よく読んでから、  
記入してください

向日 太郎

保護者名